

大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金博士課程等返還免除内定候補者選考細則

令和7年3月19日制定

令和7年細則第23号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者等選考委員会規程(平成17年規程第4号。以下「規程」という。)第9条の規定により、博士課程等返還免除内定候補者の選考方法等に関し必要な事項を定める。

(博士課程等返還免除内定制度の申請手続)

第2条 規程第2条第4号に規定する博士課程及び博士後期課程(以下「博士課程等」という。)に関する特に優れた業績による奨学金の返還免除内定制度(以下「博士課程等返還免除内定制度」という。)を申請しようとする者は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の定める博士課程等返還免除内定制度の申請書を所属の研究科長に提出するものとする。

(博士課程等返還免除内定候補者の研究科からの推薦)

第3条 各研究科長は、前条に規定する申請書を提出した者(以下「博士課程等返還免除内定申請者」という。)のうちから、推薦順位を付して学長へ推薦するものとする。

(博士課程等返還免除内定候補者の推薦者数)

第4条 各研究科の博士課程等返還免除内定候補者の推薦者数は、機構が博士課程等に示した推薦枠数を各研究科の1年次に進学した第一種奨学生(以下「対象奨学生」という。)数をもって按分し小数点第1位を四捨五入した数(以下「按分数」という。)とする。

2 前項に規定する各研究科の推薦者数が、機構が示した推薦者数と同数とならない場合は、同数となるよう協議の上、各研究科の推薦者数を決定する。

3 博士課程等返還免除内定申請者で業績優秀と各研究科が認める者が、第1項又は前項で決定した推薦者数に満たない研究科がある場合は、協議の上、各研究科の推薦者数を決定する。

4 第1項又は第2項により、決定された推薦者数が当初の按分した数(小数点第1位までの数)を下回る研究科は、翌年度にその差を按分数に加えた上で、推薦者数を決定する。

(博士課程等返還免除内定候補者の選考方法)

第5条 大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者等選考委員会(以下「委員会」という。)は、博士課程等返還免除内定申請者に係る博士課程等の入試の成績、修士課程(博士前期課程を含む。)及び専門職学位課程(以下「修士課程等」という。)の成績、修士課程等の研究科長等からの推薦等について評価を行い、貸与終了時に別表に規定する業績について、機構の定める評価基準を満たす見込みがある者を選考する。

(博士課程等返還免除内定候補者の推薦)

第6条 学長は、委員会の議に基づき、博士課程等返還免除内定候補者について博士課程等ごとに、次条に規定する推薦順位を付けて、機構に推薦するものとする。

(博士課程等返還免除内定候補者の推薦順位)

第7条 博士課程等返還免除内定候補者の推薦順位は、各研究科の教育研究の特性等を考慮する観点から、次の各号により求める推薦点数の多い者から順位を付け、推薦点数が同じ場合は、対象奨学生数の多い研究科の者から順位を付ける。

(1) 各研究科の博士課程等返還免除内定候補者数は推薦枠数を対象奨学生数に対し各研究科に比例配分するものとする。

(2) 推薦点数は、次式のとおりとする。

$$\text{推薦点数} = \frac{\text{各研究科の推薦者数} - (\text{各研究科の推薦順位} - 1)}{\text{各研究科の推薦者数}}$$

- 2 各研究科の博士課程等返還免除内定候補者数及び前項第1号により算出された各研究科の推薦点数の差は、毎年翌年度に繰越し累計するものとする。

(内定の許可通知)

第8条 学長は、機構から内定の許可があった場合は、当該研究科長に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、大分大学大学院における博士課程等返還免除内定候補者の選考に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和7年3月19日から施行し、令和6年12月11日から適用する。
- 2 令和6年12月11日からこの細則の施行日までに行われた大学院第一種奨学金博士課程等返還免除内定候補者の選考に係る手続は、この規定に基づいてなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

業績の種類	機構が定める 評価基準	評 価 項 目	
		大学院における教育研究活動 等に関する業績	専攻に関連した学外における 教育研究活動等に関する業績
1 学位論文その他の研究論文	学位論文の研究科委員会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	1 学位論文 2 学位論文の発表 3 その他の研究論文 4 学内の研究報告への掲載 5 学内表彰	1 学術雑誌への論文掲載 2 国際学会での発表 3 国内学会での発表 4 学術雑誌への総説、解説等の掲載 5 その他の研究論文の表彰 6 学会発表賞の受賞 7 招待講演
2 著書、データベースその他の著作物（前項に掲げるものを除く。）	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（前項に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	1 専攻分野に関連した著作物等 2 専攻分野に関連したデータベースの構築 3 専攻分野に関連したソフトウェアの開発 4 専攻分野に関連したデザイン設計 5 学内表彰	1 専攻分野に関連した著書 2 学外のコンペ入賞 3 学会賞等の受賞及び競争的研究費の獲得 4 その他の著作物
3 発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	1 特許出願 2 実用新案出願 3 学内表彰	1 特許登録 2 実用新案登録 3 学外表彰
4 授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと研究科委員会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	1 学業成績 2 修業年限の短縮	
5 研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 リサーチ・アシスタント 2 ティーチング・アシスタント	1 教育研究に係る補助業務
6 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受け	1 専攻分野に関連した音楽活動成果・発表 2 専攻分野に関連した演劇活	1 専攻分野に関連した音楽活動成果・発表 2 専攻分野に関連した演劇活

における成績	る等, 特に優れた業績を挙げたと認められること。	<p>動成果・発表</p> <p>3 専攻分野に関連した美術活動成果・発表</p> <p>4 その他の芸術活動</p> <p>5 学内表彰</p>	<p>動成果・発表</p> <p>3 専攻分野に関連した美術活動成果・発表</p> <p>4 その他の芸術活動</p> <p>5 学外表彰</p>
7 スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として, 専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等, 特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 学内表彰	<p>1 国内競技会</p> <p>2 国外競技会</p> <p>3 学外表彰</p>
8 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として, 専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等, 公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	<p>1 専攻分野に関連したボランティア活動</p> <p>2 専攻分野に関連したその他社会貢献活動</p>	<p>1 専攻分野に関連したボランティア活動</p> <p>2 専攻分野に関連したその他社会貢献活動</p>
9 その他機構が定める業績	機構が定める貸与奨学金の停止又は廃止の事由に該当することなく修業年限内で課程を修了すること。ただし, 修業年限の終期より前に貸与期間が終了となる場合は, 修了する見込みであること。		